

令和4年11月28日(月) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	青木 淳子
副委員長	稗田美菜子	
委員	古濱 薫	議長	青木 健
”	藤江 竜三	副議長	藤田 貴裕
”	柏木 洋志		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 第4回定例会の議事運営について

- (1) 会期、日程(案)等について
 - ① 会期、日程(案)について
 - ② 議事日程(案)について
 - (2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて
 - ① 議案等について
 - ② 請願・陳情について
 - ③ 追加議案について
 - ④ 各常任委員会への報告事項について
 - (3) 議員提出議案の提出期限について
2. 令和5年定例会の日程について
 3. 議会基本条例の点検について

午前10時開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。季節も移り変わりまして、イチョウの木の黄葉も進んで、秋から冬へと移行しているところです。大学通りのイルミネーションも、もうすぐ始まって、クリスマスの準備が整う頃かなと思っております。議会が始まるところでございますが、皆様、今日なども本当に寒くなっておりますので、お体に御注意して過ごしていただきたいと思っております。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 まず、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。皆様方におかれましては、第4回定例会を控え、何かと御多用中にもかかわらず、御参集を賜り、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染につきましても、どうやら第8波に突入をしてきたような感がございます。日に日に感染者が多くなっております。お互いさまで気をつけてまいりたいと思っておりますが、実は先週、我が家でも1名感染が発覚を致しまして、濃厚接触ということで、私も先週いっぱい自宅待機ということをして致したわけでございます。我が家の場合には幸いにして他の感染者はなかったわけでありまして、やはり家庭内における感染予防というのは大変難しいなということをつくづく実感したところでございます。

そういう意味からも皆様方におかれましては、ますます御注意された生活をしていただき、そして、第4回定例会がきちんと市民の負託に応えられる議会となるよう、御協力をお願いさせていただきます。御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は、令和4年第4回市議会定例会に向けて議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

今回の提出予定案件でございますが、初めに、契約案件として、くにたち未来共創拠点矢川プラス備品の買入契約の締結についてを1件送付させていただいております。なお、この件につきましては、本会議初日に即決でお取扱いを頂きますようお願いいたします。

次に、条例案につきましては、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例案など、計7件を送付させていただいております。

次に、補正予算案についてですが、令和4年度国立市一般会計補正予算（第9号）案及び（第10号）案、令和4年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案、令和4年度国立市介護保険特別会計補正予算（第2号）案、令和4年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案、令和4年度国立市下水道事業会計補正予算（第1号）案の6件を送付させていただいております。

なお、このうち、一般会計補正予算（第9号）案につきましては、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている生活者、アーティストや文化芸術団体の支援、光熱費高騰の影響を受けている医療機関、中小企業等の支援、または学校給食の円滑な提供に関するための補正予算として提出させていただきました。速やかに支援を行うため、この補正予算案につきましては、本会議初日に即決でお取扱いいただきますようお願いいたします。

また、国の令和4年度第2次補正予算案でございます出産・子育て応援交付金の事業、及び東京都のおこめクーポン事業等につきましては、現在、事業スキーム等を確認中でございます。これらの事

業につきましては、いまだ詳細について不明な部分が多く、補正予算案を編成する環境にないことから議案の提出はしておりません。今後、内容が明確になった段階で、補正予算案を調製する可能性がございます。その際のお取扱いについては、改めて議会の皆様と御協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、その他の追加提出予定案件でございます。東京都人事委員会勧告に伴う案件として、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案ほか1件の勤務条件に関する条例案につきましては、職員団体との交渉の成立など、条件が整い次第、追加議案として提出させていただきます。

また、令和4年12月25日に任期満了を迎える国立市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についての人事案件1件につきましては、準備が整い次第、追加議案として提出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進行してまいります。



議題1. 第4回定例会の議事運営について

(1) 会期、日程（案）等について

① 会期、日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、第4回定例会の議事運営について、(1)会期、日程（案）等についての①会期、日程（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 初めに、会期、日程（案）について御説明を申し上げます。市長提出議案でございますが、契約、条例案、補正予算案に継続審査分の決算認定等を含めまして、20件でございます。次に、請願・陳情でございますが、今回請願はございません。陳情が5件提出をされております。そのうち郵送分が1件でございます。第4回定例会の会期は、12月1日木曜日から27日火曜日までの27日間とする案でございます。

それでは、お手元に御配付いたしました令和4年国立市議会第4回定例会日程表について御説明を申し上げます。なお、日程表中、本会議等を行わない日について、市の休日に該当する日は休会、それ以外の日は休会予定と表記を致しておりますが、以下の説明では単に休会との表現にさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。

12月1日木曜日が本会議の初日でございます。初日は会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、議案等上程・委員会付託、決算等に対する会派代表討論及び採決まででございます。2日金曜日から4日日曜日までは休会とし、5日月曜日から8日木曜日までの4日間を一般質問と致します。一般質問通告者は19名ございましたので、前例に倣い、5日から7日までを各日5名、8日を4名の割り振りで行うという案でございます。9日金曜日が、陳情が提出されておりますので、付託事件審査のための議会運営委員会でございます。10日土曜日及び11日日曜日は休会とし、12日月曜日が総務文教委員会、13日火曜日が建設環境委員会、14日水曜日が福祉保険委員会でございます。15日木曜日から20日火曜日までは最終本会議に向けての事務整理等のため休会とし、19日月曜日に最終本会議の議事運営について議会運営委員会を開催し、21日水曜日を最終本会議とする日程案でございます。

加えて、議会に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に備えて、27日火曜日まで本会議を行える日程としているところでございます。

本定例会の本会議につきまして、国立市立小学校全8校の第6学年児童が学校単位でローテーションを組み、議会見学のため傍聴する予定となっております。また、選挙管理委員会より、12月21日水曜日、国立市明るい選挙推進協議会推進委員23名による議会の傍聴の依頼があったところでございます。日程（案）につきましては以上のとおりでございます。御協議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 議事日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、②議事日程（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程（案）について御説明を申し上げます。お手元の議事日程（第1号）を御覧願います。議事日程は、おおむね前例に倣い配列を致しております。初日の議事日程につきましては、日程第27、陳情第29号の委員会付託までで散会し、5日月曜日から日程第28、一般質問に入るといった案でございます。議事日程（案）につきましては以上でございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて

① 議案等について

○【高柳貴美代委員長】 続きまして、(2)議案、請願・陳情等の取扱いについてに入ります。

まず、①議案等について、事務局から御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議案等の取扱いと議案の付託先について御説明を申し上げます。日程第4、第47号議案くにたち未来共創拠点矢川プラス備品の買入契約の締結についてにつきましては、契約案件でございますので、先例に倣い、委員会付託は省略し、即決の扱いをお願いを致します。

日程第7、第50号議案国立市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第10、第53号議案地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案までの4件につきましては、関連する事件であることから、先例に倣い、一括議題となります。

日程第12、第55号議案令和4年度国立市一般会計補正予算（第9号）案につきましては、先ほど市長の御挨拶にありましてとおり、即決の扱いをお願いしたいと存じます。

日程第18、認定第1号令和3年度国立市一般会計歳入歳出決算（継続審査分）から、日程第23、第45号議案令和3年度国立市下水道事業利益剰余金の処分について（継続審査分）までの認定等6件につきましては、一括議題とし、委員長報告を受けた後、質疑は省略し、直ちに会派代表討論に入り、採決は別個採決とする扱いとなります。

決算に対する会派代表討論は、先例に倣いまして、2人以上の会派は10分以内、1人会派は5分以内で行います。その順序は、既に抽せんによりまして、お手元に御配付いたしております会派代表討論発言順表のとおりとなっております。

次に、議案の付託先について御説明を申し上げます。お手元に御配付の付託事件一覧表を御覧願います。第48号議案から第54号議案までは総務文教委員会になります。第56号議案令和4年度国立市一般会計補正予算（第10号）案は各常任委員会、第57号議案令和4年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案から、第59号議案令和4年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案までは福祉保険委員会、第60号議案令和4年度国立市下水道事業会計補正予算（第1号）案は建設環境委員会となります。議案の付託先は以上でございます。議案の取扱いも含めまして御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 請願・陳情について

○【高柳貴美代委員長】 次に、②請願・陳情についてに入ります。その取扱いについて、議会事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、請願・陳情について御説明を申し上げます。今回請願はございません。陳情の付託先について御説明申し上げます。陳情第26号は総務文教委員会、陳情第27号は議会運営委員会、陳情第28号は総務文教委員会、陳情第29号は建設環境委員会となります。

なお、陳情第28号の陳情事項中、懲戒処分を求める項目がございます。委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準では、「職員に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの」について、議会運営委員会の確認をもって委員会への付託等を行わず、陳情書の写しを各会派に配付することとなっているところでございます。また、議長預かりとする場合は、議会運営委員会で確認し、各会派に参考配付するとの先例もございます。当該取扱基準に該当するかどうかにつきましても御協議を頂ければと存じます。請願・陳情の取扱いと付託先につきましては以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長から説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。いかがですか。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 先ほど局長から説明があったように、陳情第28号について、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準に該当すると考え、この陳情は議長預かりとすることが妥当であるというように考えます。

○【稗田美菜子委員】 今の陳情第28号につきましては、陳情事項が4つ、項目として挙がっています。取扱基準をそれぞれに当てはめることができないのか、あるいはどのようなルールになっているのかお伺いいたします。

○【内藤議会事務局長】 陳情事項は一体のもので、これまでも個別に分けてといたしますか、そういった取扱いは過去してきていないところでございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 この取扱基準については、陳情を受理される段階で御説明されたのかどうか

お伺いいたします。

○【内藤議会議務局長】 受付の際に、陳情の取扱基準等については、概略として御説明はしているというところでございます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 よろしいですか。ほかに。——そうしますと、今、皆さんの、藤江委員のほうからは除外する陳情の取扱基準、先例に基づいて付託等を行わないという。稗田委員のほうからは質疑がございました。それに対してのその後の御意見というのはよろしいですか。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 取扱基準については、陳情事項を個別に判断するのではなくて一体として見るというふうな事務局長からの説明がありましたので、承知いたしました。

○【青木淳子委員】 先ほど事務局長から、るる御説明がございました。それに基づき、議運としても判断をするところでございます。委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準、この中の第2条第2項第3号「職員に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの」、この内容が今回の陳情第28号には含まれているということから除外する陳情であるというふうな判断を致します。

○【柏木洋志委員】 我が会派のところでも、この陳情については、基準がそのようにあるということ認識を致しました。その基準に基づいて行うことで構わないと思われま。以上です。

○【古濱薫委員】 事務局長から御説明のあったとおり、取扱基準の第2条第2項第3号に職員の人事に関する、懲戒等処分を求めるものについては取り扱わないという基準がありますから、結果としては、そちらでよろしいと思います。そして、窓口、受け取りの受付の際には、概略は事務局のほうで説明されたということですし、一応、基準はホームページに公開されているので、御承知の上提出があったのかどうか分かりませんが、そして、預かりになり、その後は、こういったわけで除外となりましたという御説明のほうは丁寧にさせていただけるよう、そこはお願いして、今回の取扱いとしては除外ということによろしいと思います。

○【高柳貴美代委員長】 委員の全員の皆さんの御意見をお伺いいたしました。

そうしますと、陳情第28号につきましては、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準第2条第2項第3号及び先例に基づき、委員会への付託等を行わず、その写しを各会派に配付する取扱いとし、議会運営委員会で確認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのとおり決定いたします。

ほかになければ、そのほかの陳情の取扱いについては、議会議務局長の説明のとおり決定いたしますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議会議務局長。

○【内藤議会議務局長】 陳情第28号が各会派への参考配付となったことに伴いまして、議事日程等の差し替えをさせていただきたいと存じます。委員会終了後対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長の御報告のとおりでありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

③ 追加議案について

○【高柳貴美代委員長】 続いて、③追加議案について、事務局から御説明をお願いいたします。議

会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 追加議案につきまして御説明させていただきます。市長の御挨拶にありましたように、国立市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案ほか1件の勤務条件に関する条例案につきましては、職員団体との交渉の成立など、条件が整い次第、追加提案させていただきたいとのことでございます。その取扱いにつきましては、前半の本会議までに議案が提出されましたら、提出された日の最後に追加議事日程として登載し、関連する事件であることから一括議題とし、所管の委員会に付託する扱いとなります。なお、前半の本会議に間に合わない場合は、最終本会議の議事日程に登載し、即決の扱いとなります。

次に、国立市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを、準備が整い次第、追加提出いたしたいとのことございました。議長宛てに追加されましたら、人事案件でございますので、先例に倣い、最終本会議の議事日程に登載することとなります。追加議案につきましては以上のとおりでございます。御協議くださいますようお願いを致します。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



④ 各常任委員会への報告事項について

○【高柳貴美代委員長】 ④各常任委員会への報告事項について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お手元に御配付しております報告事項の送付についての写しを御覧願います。報告事項は総務文教委員会への報告5件、建設環境委員会への報告1件、福祉保険委員会への報告4件でございます。以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(3) 議員提出議案の提出期限について

○【高柳貴美代委員長】 (3)議員提出議案の提出期限についてに入ります。事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議員提出議案の提出期限につきまして御説明を申し上げます。意見書・決議案等の議員提出議案の提出期限につきましては、先例に倣いまして、12月14日水曜日開催の福祉保険委員会の正午まででございます。ただし、福祉保険委員会での請願・陳情や最終本会議での議決を受けて提出するものは、この限りではないとなっておりますのでございます。

また、先例では、意見書・決議案等の文案につきまして、一般質問初日の正午までに議長及び各会派に配付しなければならないとされているところがございますので、12月5日月曜日の正午までに御配付いただきますようお願いを致します。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承り

ます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



議題2. 令和5年定例会の日程について

○【高柳貴美代委員長】 議題2、令和5年定例会の日程について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 令和5年定例会の日程につきましては、11月2日に開催いたしました会派代表者会議におきまして、お手元に御配付のとおり確認をされました。丸印が本会議、そのほか議会運営委員会、一般質問通告期間、常任委員会等の開催予定日を記載してございます。なお、一般質問等を行う本会議の予定日につきましては、白抜きの丸で表示してございます。

第2回定例会以降の日程につきましては、改選後、確認をしていただくことが前例となっておりますが、参考として事務局案を掲載させていただいているところでございます。

定例会の日程につきましては、変更の必要がある場合は、会派代表者会議あるいは議会運営委員会において協議することとなっておりますので、併せて御確認をお願いを致します。ここで確認をされましたら、配付をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

以上で、議題1及び議題2についてが終了いたしました。市長をはじめ当局におかれましては、御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。お疲れさまでした。



議題3. 議会基本条例の点検について

○【高柳貴美代委員長】 それでは、議題3、議会基本条例の点検についてに入りたいと思います。前回は評価シートを確認いたしました。議会運営委員会資料No.6としてお手元に本日御配付してございます。また、その前文として評価の総論を委員長において作成することとなっております。ただいま作成中でございます。後半の議運までにはお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この件に関しまして何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。では、もう少しお時間を頂戴したいと思います。

ほかになければ議題3を終わらせていただきます。



○【高柳貴美代委員長】 これをもちまして議会運営委員会を散会と致します。

午前10時30分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和4年11月28日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代